

いじめをしない、させない子どもを育てるために（家庭・地域でできること）

### ポイント1 「子どもと過ごす時間をつくれるとよいですね」

学年が進んでも家族と過ごす時間は大切です。食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間を利用したりして、学校の話や友だち、将来などについて話す時間をつくるようにできるとよいですね。

### ポイント2 「大人同士の関係をつくっていけるとよいですね」

保護者同士、大人同士の関係をつくり、多くの大人たちが、地域の子どもの見守る環境をつくれるとよいですね。

家庭と地域と学校が連携して「いじめをしない、させない子ども」を育てていきましょう。



「おやっ？」と思ったときは（子どもの変化に気付いたときの対応）

### ステップ1 「子どもの気持ちに寄り添って」

まずは、じっくりと子どもの話を聴いてあげてください。そして、子どもの気持ちに共感してあげてください。信頼する大人に話を聞いてもらえるだけで、子どもたちは安心感を得ることができます。



### ステップ2 「学校に相談」

そして、学校にご相談ください。担任の先生（部活動等でのいじめの場合は担当の先生）に相談するのがよいでしょう。また、担任の先生や担当の先生に直接伝えることが難しい場合は、養護の先生、学年主任の先生などに相談するのも一つの方法です。学校ではいじめについて、チームで対応していきます。

## いじめの相談機関

学校に相談しにくい場合は、次の機関に相談することもできます。

- 24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター教育相談センター）  
☎ 0120-0-78310      ☎0466-81-8111
- 「いじめ」電話相談（茅ヶ崎市教育センター青少年教育相談室）  
☎ 0467-82-7868
- 茅ヶ崎市教育委員会学校教育指導課  
☎ 0467-82-1111（代）



誰もがいじめる側、いじめられる側になる可能性があります！  
家庭と地域と学校で、  
子どもたちを見守っていきましょう。



# いじめ

しない！  
させない！  
ゆるさない！

## いじめの定義

当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものです。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものです。
- いじめは、「いじめられる子」「いじめる子」だけでなく、いじめられている様子を見て面白がっている子と、見て見ぬふりをする子の関わりがあります。こうした周囲の子が、いじめを積極的に是認したり暗黙的に支持したりして、いじめを深刻化させてしまうことがあります。
- いじめは、大人の気付きにくいところで行われます。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

**いじめは、いかなる理由があっても  
決して許されない行為です**